在留サポート通信

平成 29 年 11 月号

外国人パートタイム・有期雇用従業員の労働時間について

有効求人倍率は依然として高い状況が続いており、企業にとっては人材不足の状況の中、外国人のパートタイム・有期雇用従業員、すなわち正規労働者以外の雇用形態が増加しています。

このような方の在留資格は就労資格ではないケースが多い為、就労制限についてのお問い合わせが多くなっています。雇用時には在留資格を確認し、その在留資格の種類によっては、下記のとおり、労働時間を厳密に管理する必要があります。

●「留学」→原則として1週28時間までに制限される。

但し、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について 8時間以内。当然、日本人と同様に労働基準法が適用され、週40時間が上限になります。また、この上限が適用されるのは「学則で決まっている長期休業期間」に限られ、偶然に、授業の休講が多いなどの場合も、この取扱いはできません。

●「家族滞在」→原則として1週28時間までに制限される。

※留学及び家族滞在についてはあらかじめ資格外活動の許可が必要です。この許可は証印シール (旅券に貼付)又は資格外活動許可書の交付により受けられます。証印シール又は資格外活動許可 書には、「新たに許可された活動内容」が記載されますが、雇用主である企業等の名称、所在地 及び業務内容等を個別に指定する場合と、1週に28時間以内であること及び活動場所において 風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しな い場合があります。

なお、2社以上で掛け持ちのアルバイトをする場合、1社あたりの上限が28時間ではありません。全てのアルバイト先の合計で週28時間までですので、ご注意ください。

- ●「ワーキングホリデー」(特定活動)→就労時間の制限は明記されていませんが、ワーキングホリデーとしては「休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動」である為、"旅行資金に充当する程度"の範囲内と考えられます。また、一定期間における就労時間に制限はありませんが、滞在期間は 1 年が上限となります。
 - ●「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」→就労制限はありません。
 - ※上記区分については在留カードで確認できます。

ステップ 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

- ① 「就労制限なし」
- ② 「在留資格に基づく就労活動のみ可」→在留資格によって認められた範囲で就労可能
- ③ 「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
- ④ 「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- ⑤ 「就労不可」→ステップ2へ

(③④については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。) ステップ2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

- ① 「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
- ② 「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」※資格外活動許可書を確認

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内) TEL042-316-6420 FAX042-316-6430 ホームページ http://foreigner-em.com/